

令和2年度 インフルエンザ予防接種助成に関するQ&A

Q8～Q9追加（2020/11/06）

Q1. 対象者は誰ですか

※神戸市職員共済組合員 本人に限ります。

※教員・学校事務職員は公立学校共済組合員のため対象外です。

①一般職員

②再任用職員（フルタイムのみ）

③任期付職員（フルタイムのみ）

④任意継続組合員 ※接種日現在に組合員であること。

⑤退職派遣職員（共助組合員）※取扱いは共助組合となります。

Q2. 神戸市外の病院で接種しても対象になりますか

どの地域の病院でも対象となります。

Q3. インフルエンザ助成額が拡充されたが助成額の計算方法がわかりません。

下記に計算例を記載しています。参考にしてください。

①自己負担額が4,000円を超える場合・・・自己負担額のうち4,000円を助成

②自己負担が4,000円以下の場合・・・自己負担額の全額を助成

Q4. 給与併給と口座振込は自由に選択できますか。

選択はできません。

令和2年9月25日付け共済第631号『「インフルエンザ予防接種助成」の実施について（通知）』及び共済組合HPをご確認ください。

Q5. 領収証は返却してもらえますか。

返却いたしません。

医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制の適用を受けようとされる方は、領収証の写しを送付してください。

（参考ページ）国税庁「セルフメディケーション税制」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm>

Q6. 個人から直接提出しても構いませんか。

個人毎に申請・提出をお願いします。

Q7. 来年度も助成内容は変わりませんか。

今回の助成内容は令和2年度の特例措置となります。

Q8. 電子マネーで支払い、後から還元を受けた場合の自己負担額はどのようになりますか。

窓口で支払った額で申請してください。

（例）電子マネーにて4,000円を支払い、後から1,000円の還元を受けた。

⇒自己負担額を4,000円として申請してください。

Q9. クレジットカードで支払い、ポイント付与を受けた場合の自己負担額はどのようになりますか。

窓口で支払った額で申請してください。

（例）クレジットカードにて4,000円を支払い、1,000円相当のポイント付与を受けた。

⇒自己負担額を4,000円として申請してください。

以上